

全国警報・注意報基準一覧表の見方

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。
- (2) 警報・注意報名の欄の () 内は基準として用いる気象要素等を示す。たとえば、警報の欄の「暴風 (平均風速)」は、「暴風警報の基準は 10 分間の平均風速を用いる」ということを意味する。
また、高潮警報 (注意報) の欄にある「TP 上」は東京湾平均海面からの高さを、「標高」は国土地理院による高さを、「MSL 上」は現地の平均潮位面からの高さを基準として用いていることを意味する。
なお、表中で二次細分区域等で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 警報 (大雨、洪水を除く) 及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 基準一覧表においては、一次、二次細分区域名と「平地、山地」など発表する官署が本文中で用いる区域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) [] は該当区域をさらに特定しているものである。
- (6) 「×」印を付した要素は気象台や測候所、特別地域気象観測所における値であることを示す。
- (7) 一覧表中の空欄は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていないことを示す。
- (8) 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (9) この基準は平成 20 年 5 月 28 日現在のものである。

(大阪管区気象台管内)

発表官署		広島地方気象台				
担当区域		広島県				
一次細分区域		南部			北部	
二次細分区域		広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北	芸北
警 報	暴風(平均風速)	陸上 20m/s 海上25m/s			陸上 20m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 海上25m/s 雪を伴う			陸上 20m/s 雪を伴う	
	波浪(有義波高)	2.5m			-	
	高潮(潮位:TP上)	広島港 2.5m	福山港 2.6m	広島港 2.6m	-	
	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	大雪(24時間降雪の深さ)	平地 30cm 山地 60cm	平地 30cm 山地 50cm		平地 30cm 山地 60cm	
注 意 報	強風(平均風速)	陸上 12m/s 海上 15m/s			陸上 12m/s	
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う			陸上 12m/s 雪を伴う	
	波浪(有義波高)	1.5m			-	
	高潮(潮位:TP上)	広島港 2.1m	福山港 2.2m	広島港 2.1m	-	
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	大雪(24時間降雪の深さ)	平地 10cm 山地 25cm			平地 20cm 山地 35cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	乾燥	最小湿度 35% [*] で実効湿度 65% [*]				
	濃霧(視程)	陸上 100m [*] 海上 500m			陸上 100m [*]	
	霜(最低気温)	4月以降の晩霜 4 [*]				
	なだれ	降雪の深さ 40cm以上 積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 10 [*] 以上				
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6 [*] 以上低い 冬期:-4 [*] 以下				
	着雪	(24時間降雪の深さ)	平地 10cm以上 山地 30cm以上			
(気温)		0 ~ 3				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm				

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 別表及び別添資料の二次細分区域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、RT は総雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、「and」は 2 つの指標による基準を示す。例えば、「R1=70 and R3 =150」であれば、「1 時間雨量 70mm かつ 3 時間雨量 150mm 以上」を意味する。
- (4) 大雨及び洪水の欄中、「,」は 2 つの基準を示す。例えば「R1=30 , R3 =70」であれば、「1 時間雨量 30 mm以上 あるいは 3時間雨量 70 mm以上」を意味する。
- (5) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添資料を参照。
- (6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「川流域=30」は、「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

< 参考 >

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地 : 概ね傾斜が 30 パーセント以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外 : 上記以外の地域

(別表1)大雨警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
広島・呉	広島市	平地地: R3=80 平地地以外: R1=50	90
	呉市	R1=50	103
	大竹市	平地地: R3=100 平地地以外: R1=70	99
	廿日市市	平地地: R3=110 平地地以外: R1=60	96
	江田島市	平地地: R1=50 平地地以外: R3=100	104
	府中町	R1=50	107
	海田町	R3=80	107
	熊野町	平地地: R3=120 平地地以外: R1=50	108
	坂町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	105
福山・尾三	三原市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=90	95
	尾道市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=45	92
	福山市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=60, R3=90	91
	府中市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	97
	世羅町	R1=60	98
	神石高原町	R1=50	97
東広島・竹原	竹原市	R1=60	100
	東広島市	平地地: R3=90 平地地以外: R1=70	100
	大崎上島町	R1=50	100
備北	三次市	R1=70	103
	庄原市	R1=70	99
芸北	安芸高田市	R1=70	103
	安芸太田町	R3=110	105
	北広島町	R1=70	103

(別表2)洪水警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
広島・呉	広島市	平地地: R3=80 平地地以外: R1=50	瀬野川流域=12, 吉山川流域=18	-
	呉市	R1=50	二河川流域=8	平地地: R1=25 and 二河川流域=6
	大竹市	平地地: R3=100 平地地以外: R1=70	玖島川流域=27	平地地: R3=90 and 玖島川流域=4
	廿日市市	平地地: R3=110 平地地以外: R1=60	吉和川流域=21, 小瀬川流域=27	平地地: R3=50 and 吉和川流域=11
	江田島市	平地地: R1=50 平地地以外: R3=100	-	平地地: R1=30 and 平地地: R3=60
	府中町	R1=50	-	-
	海田町	R3=80	瀬野川流域=24	R3=35 and 瀬野川流域=14
	熊野町	平地地: R3=120 平地地以外: R1=50	二河川流域=18	-
	坂町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	-	-
福山・尾三	三原市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=90	御調川流域=9, 棕梨川流域=17	平地地: R1=35 and 御調川流域=8
	尾道市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=45	御調川流域=14, 本郷川流域=9	平地地: R3=35 and 御調川流域=9
	福山市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=60, R3=90	藤井川流域=9, 本郷川流域=6, 服部川流域=9, 芦田川流域=24	-
	府中市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	上下川流域=12, 矢多田川流域=12	平地地: R3=80 and 上下川流域=7
	世羅町	R1=60	美波羅川流域=10, 芦田川流域=18	-
	神石高原町	R1=50	小田川流域=14, 帝釈川流域=15, 福柗川流域=13	-
東広島・竹原	竹原市	R1=60	賀茂川流域=6	-
	東広島市	平地地: R3=90 平地地以外: R1=70	沼田川流域=17, 棕梨川流域=10, 黒瀬川流域=15	-
	大崎上島町	R1=50	-	-
備北	三次市	R1=70	上下川流域=18, 美波羅川流域=15, 戸張川流域=9	-
	庄原市	R1=70	比和川流域=18, 東城川流域=21, 本村川流域=9	-
芸北	安芸高田市	R1=70	生田川流域=19, 本村川流域=12	-
	安芸太田町	R3=110	滝山川流域=32, 柴木川流域=22	R3=100 and 滝山川流域=6
	北広島町	R1=70	滝山川流域=24, 柴木川流域=16	R3=60 and 滝山川流域=14

(別表3)大雨注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
広島・呉	広島市	R1=30 and RT=60, R3=60	72
	呉市	R1=30 and RT=60, R3=60	82
	大竹市	R1=30 and RT=60, R3=60	79
	廿日市市	R1=30 and RT=60, R3=60	76
	江田島市	R1=30 and RT=60, R3=60	83
	府中町	R1=30 and RT=60, R3=60	85
	海田町	R1=30 and RT=60, R3=60	85
	熊野町	R1=30 and RT=60, R3=60	86
	坂町	R1=30 and RT=60, R3=60	84
福山・尾三	三原市	R1=20 and RT=60, R3=40	76
	尾道市	R1=20 and RT=60, R3=40	73
	福山市	R1=20 and RT=60, R3=40	72
	府中市	R1=20 and RT=60, R3=40	77
	世羅町	R1=20 and RT=60, R3=40	78
	神石高原町	R1=20 and RT=60, R3=40	77
東広島・竹原	竹原市	R1=20 and RT=60, R3=40	80
	東広島市	R1=20 and RT=60, R3=40	80
	大崎上島町	R1=20 and RT=60, R3=40	80
備北	三次市	R1=30 and RT=60, R3=60	82
	庄原市	R1=30 and RT=60, R3=60	79
芸北	安芸高田市	R1=30 and RT=60, R3=60	82
	安芸太田町	R1=30 and RT=60, R3=60	84
	北広島町	R1=30 and RT=60, R3=60	82

(別表4)洪水注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
広島・呉	広島市	R1=30 and RT=60, R3=60	瀬野川流域=7, 吉山川流域=10
	呉市	R1=30 and RT=60, R3=60	二河川流域=5
	大竹市	R1=30 and RT=60, R3=60	玖島川流域=7
	廿日市市	R1=30 and RT=60, R3=60	吉和川流域=6, 小瀬川流域=7
	江田島市	R1=30 and RT=60, R3=60	-
	府中町	R1=30 and RT=60, R3=60	-
	海田町	R1=30 and RT=60, R3=60	瀬野川流域=11
	熊野町	R1=30 and RT=60, R3=60	二河川流域=6
	坂町	R1=30 and RT=60, R3=60	-
福山・尾三	三原市	R1=20 and RT=60, R3=40	御調川流域=5, 棕梨川流域=9
	尾道市	R1=20 and RT=60, R3=40	御調川流域=9, 本郷川流域=5
	福山市	R1=20 and RT=60, R3=40	藤井川流域=6, 本郷川流域=4, 服部川流域=6, 芦田川流域=16
	府中市	R1=20 and RT=60, R3=40	上下川流域=5, 矢多田川流域=5
	世羅町	R1=20 and RT=60, R3=40	美波羅川流域=5, 芦田川流域=10
	神石高原町	R1=20 and RT=60, R3=40	小田川流域=7, 帝釈川流域=7, 福柗川流域=6
東広島・竹原	竹原市	R1=20 and RT=60, R3=40	賀茂川流域=4
	東広島市	R1=20 and RT=60, R3=40	沼田川流域=8, 棕梨川流域=4, 黒瀬川流域=8
	大崎上島町	R1=20 and RT=60, R3=40	-
備北	三次市	R1=30 and RT=60, R3=60	上下川流域=8, 美波羅川流域=6, 戸張川流域=4
	庄原市	R1=30 and RT=60, R3=60	比和川流域=10, 東城川流域=12, 本村川流域=5
芸北	安芸高田市	R1=30 and RT=60, R3=60	生田川流域=8, 本村川流域=5
	安芸太田町	R1=30 and RT=60, R3=60	滝山川流域=12, 柴木川流域=8
	北広島町	R1=30 and RT=60, R3=60	滝山川流域=8, 柴木川流域=5

広島県

